

平成27年度 第1回富田林市都市計画審議会 議事録

平成27年7月22日開催

市役所2階 全員協議会室

○内容

- 交代委員の紹介
- 報告1 市街化調整区域における地区計画の提案について（中野町西二丁目地区）
- 報告2 都市計画道路の見直しについて
- その他1 南部大阪都市計画区域（富田林市域）の面積変更について

○富田林市都市計画審議会委員

• 出席委員

置田 修、山元 直美、土井 廣和、石原 三和、吉村 善美、鈴木 憲、増田 昇、佐久間 康富、奥田 良久、川谷 洋史、高山 裕次、京谷 精久、山本 剛史、岡田 英樹、伊東 寛光、吉年 千寿子、高津 宏至、山内 庸行、渡邊 ヒロミ

• 欠席委員

若林 学、草尾 勝司

○事務局

北野 俊夫、坂本 信行、仲野 仁人、尾崎 竜也、阪谷 俊哉、鷹野 友美、望月 授、加茂 武

《事務局：尾崎》

お待たせいたしました。それでは、只今から平成27年度第1回富田林市都市計画審議会を開催させていただきます。委員の皆様方には、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ございます。

それでは、まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。会議次第、委員名簿、配席図、資料を用意させていただいております。配布資料に漏れなどはございませんでしょうか。

本日は、委員総数21名中、今現在18名にご出席をいただいております。審議会条例第5条第2項による定足数を満たしておりますことをご報告させていただきます。なお、若林委員、草尾委員におかれましては、本日はご欠席との連絡をいただいております。川谷議員は少し遅れられているようでございます。

ご承知のとおり、本審議会の議事につきましては、本市の「会議の公開に関する指針」により公開す

ることとなっておりますので、あらかじめご了承願います。

では、議事に入ります前に、事務局よりお知らせがございます。委員の皆様のお手元にマイクがございます。ご発言の際には、マイクのボタンを押していただいてからご発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、以後の進行は増田会長によりしくお願い申し上げます。

《議長：増田会長》

はい、皆さんおはようございます。先週も今週も台風で、少し不順な天候が続いております。全国的に大きな災害にならなければいいな、と思いますけれども、始めさせていただきたいと思います。それでは、平成27年度第1回富田林市都市計画審議会をこれから進めさせていただきたいと思います。座って進行させていただきます。

まず、次第の第2番目でございますけれども、委員の交代が結構ありましたということでございます。今年2月に開催した後、委員の交代がございましたので、事務局の方からご紹介をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

《事務局：尾崎》

それでは、委員の交代についてご報告させていただきます。前回の都市計画審議会から本日までに、5名の委員の交代がございました。そこで、今回は多くの委員が交代となり、また平成27年度の第1回目の審議会ということから、改めまして委員の皆さんをご紹介させていただきます。お手元にお配りしております名簿順にご紹介をさせていただきますが、お名前の下に線を引かせていただいた方々が、今回、新たにご選出いただいた委員となります。

まず、条例第2条第1項第1号委員であります、置田委員でいらっしゃいます。

《置田委員》

置田でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：尾崎》

次に、山元委員でいらっしゃいます。

《山元委員》

山元です。よろしくお願い致します。

《事務局：尾崎》

土井委員でいらっしゃいます。

《土井委員》

土井でございます。よろしくお願い致します。

《事務局：尾崎》

次、石原委員でいらっしゃいます。

《石原委員》

石原でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：尾崎》

石原委員におかれましては、副会長にご就任いただいております。

次、吉村委員でいらっしゃいます。

《吉村委員》

吉村でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：尾崎》

鈴木委員でいらっしゃいます。

《鈴木委員》

鈴木です。よろしくお願いいたします。

《事務局：尾崎》

増田委員でいらっしゃいます。

《議長：増田会長》

増田でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：尾崎》

増田委員におかれましては、会長にご就任いただいております。

佐久間委員でいらっしゃいます。

《佐久間委員》

佐久間です。よろしくお願いいたします。

《事務局：尾崎》

若林委員におかれましては、本日、所用のためご欠席されております。

次に、条例第2条第1項第2号委員であります、本市市議会から選出をいただきました、奥田委員でいらっしゃいます。

《奥田委員》

おはようございます。奥田でございます。

《事務局：尾崎》

草尾委員におかれましては、所用のためご欠席されております。
川谷委員におかれましては、少し遅れられているようでございます。
高山委員でいらっしゃいます。

《高山委員》

高山でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：尾崎》

京谷委員でいらっしゃいます。

《京谷委員》

京谷です。よろしくお願いいたします。

《事務局：尾崎》

山本委員でいらっしゃいます。

《山本委員》

山本でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：尾崎》

岡田委員でいらっしゃいます。

《岡田委員》

岡田です。よろしくお願いいたします。

《事務局：尾崎》

伊東委員でいらっしゃいます。

《伊東委員》

伊東でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：尾崎》

吉年委員でいらっしゃいます。

《吉年委員》

吉年です。よろしくお願いいたします。

《事務局：尾崎》

次に、条例第2条第2項第1号委員であります、
高津委員でいらっしゃいます。

《高津委員》

富田林署交通課長の高津です。どうぞよろしくお願いいたします。

《事務局：尾崎》

次に、条例第2条第2項第2号委員であります、
山内委員でいらっしゃいます。

《山内委員》

山内です。よろしくお願いいたします。

《事務局：尾崎》

渡邊委員でいらっしゃいます。

《渡邊委員》

渡邊でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：尾崎》

なお、各委員の任期につきましては、条例第2条第3項により、前任者の残任期間となっておりますので、いずれの委員におかれましても、平成28年6月30日までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

引き続きまして、事務局におきましても、この4月の人事異動におきまして、一部変更がありましたので、改めまして紹介をさせていただきます。まちづくり政策部長の北野でございます。

《事務局：北野》

北野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

《事務局：尾崎》

まちづくり政策部次長の坂本でございます。

《事務局：坂本》

坂本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

《事務局：尾崎》

まちづくり政策部次長代理兼まちづくり推進課長の仲野でございます。

《事務局：仲野》

仲野でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：尾崎》

まちづくり推進課主幹兼開発指導係長の阪谷でございます。

《事務局：阪谷》

阪谷でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：尾崎》

政策系の鷹野でございます。

《事務局：鷹野》

鷹野でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：尾崎》

同じく望月でございます。

《事務局：望月》

望月でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：尾崎》

同じく加茂でございます。

《事務局：加茂》

加茂でございます。よろしくお願いいたします。

《事務局：尾崎》

そして、私、まちづくり推進課課長代理の尾崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、紹介を終わらせていただきます。

《議長：増田会長》

はい、どうもありがとうございました。今回新たに加わっていただきました各委員の皆様方におかれましても、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、本日の次第、報告に入りたいと思いますが、2つの報告案件がございます。まず、第1の

案件でございます、報告 1、市街化調整区域における地区計画の提案について、事務局の方からご説明をよろしくお願ひしたいと思います。

《事務局：望月》

まちづくり推進課の望月と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、報告 1、市街化調整区域における地区計画の提案について（中野町西二丁目地区）の説明をさせていただきます。なお、土地利用計画図を 9 ページに添付させていただいておりますので、併せてご覧ください。

この案件はかねてより本審議会にてご報告させていただいている内容となりますが、この度、委員交代がありましたので、本日は改めて、都市計画提案制度、市街化調整区域における地区計画について説明させていただき、それから、提案内容、協議経過、今後の流れについて説明いたします。

それでは、まず最初に、都市計画提案制度について説明させていただきます。この制度は、平成 14 年の都市計画法改正により創設されたもので、土地所有者などは、この制度により都市計画の提案を行うことができます。前面のスクリーンで示しております 11 種類の都市計画の中で、赤色で示した 9 種類の都市計画について提案をすることができ、今回の提案は市街化調整区域における地区計画となります。

市街化調整区域における地区計画とは、地域のまちづくりに寄与できるものであれば、市街化調整区域における相当程度の開発行為でも可能とするもので、地方自治体の責任において地域の特性に応じたまちづくりを行うことができる制度です。

本市では、都市計画マスタープランの土地利用方針において、市街化調整区域を住居エリア、農業エリア、緑地エリア、自然保全エリア、土地利用調整エリアに分け、保全するエリアと土地利用を図れるエリアに区分し、無秩序な市街化の拡大を抑制するものとしています。

保全するエリアとして、既に住宅地が形成されている住居エリア、農業的土地利用や自然環境等を保全する農業エリア、緑地エリア、自然保全エリアを位置づけており、土地利用が図れるエリアとして、画面上で赤色で示した土地利用調整エリアを位置づけております。

このエリアは、市街化調整区域の基本理念を踏まえつつ、都市的土地利用と自然的土地利用の調和を図るものとして、地区計画の提案可能な範囲となっており、今回の提案についても、土地利用調整エリアに位置したものとなっております。

なお、提案者は提案を行う際には、市街化調整区域での地区計画の基本的な考え方を示した「市街化調整区域における地区計画ガイドライン」を遵守することとなります。

続きまして、提案内容について説明させていただきます。前面のスクリーンで赤色で示した部分が今回の計画地で、近鉄喜志駅、近鉄富田林駅のおおよそ中間地点にあたる大阪外環状線沿道の中野町西二丁目に位置します。建物用途は物品販売店舗で、平成 26 年 1 月 4 日に株式会社しまむらから提案されたもので、地区計画ガイドラインでは、非住居系の幹線道路沿道型になります。

都市計画決定の理由といたしましては、地区計画を予定している富田林市中野町西二丁目内の計画地は、平成 25 年度に時点修正を行った「富田林市都市計画マスタープラン（平成 19 年度改訂）」の土地利用方針における土地利用調整エリアであり、かつ「第 4 次富田林市総合計画」の土地利用構想では市街地ゾーンとして位置づけている地区である。総合計画では、この市街地ゾーンについて、未形成の地

域については、周辺の土地利用など開発の適正度を常に考慮しながら面的整備を促進し、良好な生活環境の整った市街地整備を図るものとしている。また、計画地周辺は近年、農地以外の土地利用が見受けられるようになってきている。このようなことから、周辺の住環境及び営農環境等との調和にできる限り配慮した商業地として計画的な市街地形成を図るため、地区計画を決定しようとするものであります。

続きまして、地区計画の内容について説明いたします。名称南部大阪都市計画の中野町西二丁目地区地区計画、位置中野町西二丁目地内、面積約0.52haの計画となっております。

区域の整備・開発及び保全の方針について、順に説明いたします。

まず、地区計画の目標といたしまして、「当地区は富田林市の中部地区に位置し、大阪外環状線沿道では、商業施設や農地が混在している地区である。このため、本地区計画では、建築物の規制と誘導を行い、商業施設の適正な立地を図り、良好な都市環境の形成を目指す。」としております。

次に、土地利用の方針といたしまして、「幹線道路沿道の利便性を生かし、良好で周辺環境と調和のとれた商業地区の形成を図る。」としております。

次に、地区施設の整備の方針といたしまして、「周辺環境と調和した土地利用を図るため、北側の既設道路と一体利用できる緑道を地区施設として位置付けし整備を行う。」としております。

次に、建築物等の整備の方針といたしまして、「建築物の用途及び壁面の位置の制限等を行うことにより、良好な商業施設の形成を図る。」としております。

次に、その他当該地区の整備、開発及び保全に関する方針といたしまして、「みどり豊かな潤いのある街並みの形成を図るため、敷地内の緑化に努める。」としております。

続きまして、地区整備計画の内容について説明いたします。

区域内の建築物に関する制限についてですが、用途としましては、物品販売店舗を主用途とし、飲食店、これらに付随する事務所、自動車車庫、倉庫業を営まない倉庫としています。

次に、壁面の位置を幹線道路側からは5m、それ以外からは3mとし、高さの限度を15m以下としています。

また、本地区は、大阪府景観計画に基づく景観計画区域に該当することもあり、建築物の屋根・外壁等の形態及び色彩について、景観に配慮した計画としております。

また、区域内の土地利用に関する制限として、緑地に関しては計画区域面積の20%以上緑化を確保することとし、雨水排水に関しては、周辺への影響をできるだけ軽減するため、透水性舗装等を計画地に設けるものとしています。

次に、関係機関との協議内容について説明いたします。今回の提案については、かねてより関係機関と協議を進めてまいりましたが、都市計画の手続きの中で、より詳細についての協議を行ってまいりました。今回協議を行いましたのは、こちらの大阪府関係各課7課と、富田林警察交通課となります。それでは、各課との協議内容について説明させていただきます。

まず、みどり・都市環境室森づくり課ですが、計画区域内の緑化の詳細に関する協議を行いました。提案者は今回の協議内容に基づき、大阪府自然環境保全条例に基づく建築物の敷地等における緑化を促進する制度による届出を行うこととなります。

次に、農政室整備課ですが、農地転用に関する協議を行いました。今回の計画地は都市的施設の整備された区域内の農地で、いわゆる第3種農地に該当するため、農地転用について支障はなしとの意見をいただいております。

次に、都市計画室計画推進課ですが、都市計画法に基づく手続きなどの地区計画全般に関する協議を行いました。大阪府における地区計画の取りまとめを行う課となりますので、大阪府関係各課との協議終了後も調整を行っていきます。

次に、河川室河川環境課、河川室河川整備課ですが、2課一体となりまして、雨水対策に関する協議を行いました。今回の計画によって、現況の農地、雑種地から土地利用が変わるため、透水性舗装などによる雨水抑制について調整を行いました。

次に、建築指導室建築企画課ですが、地区計画決定後の開発許可に関する協議を行いました。こちらは都市計画決定後の申請手続きの話が主となってきますので、開発許可に関する技術基準などについて、調整を行いました。

次に、文化財保護課ですが、文化財保護法に関して協議を行いました。今回の計画地は現時点では、文化財包蔵地ではありませんが、近隣には文化財包蔵地が多く見受けられることから、埋蔵文化財の試掘などの調査については、都市計画決定後の開発の際、市文化財課と協議をするよう意見をいただいています。

続きまして、富田林警察交通課との協議内容についてですが、交通処理に関する協議を行いました。提案者は店舗への出入りについては、大阪外環状線側、市道中野1号線側にそれぞれに設けられ、左折イン左折アウトで対応するものとされております。

また、提案者は計画地周辺の南旭ヶ丘交差点を調査地点として、平日1回、休日1回の交通量調査を実施し、交通解析を行われております。ピーク時間交通量から交差点流入台数を予測されており、最も混雑が予想される休日のピーク時で、現況交通量が、北方面から交差点に入り直進する車が971台、南方面から交差点に入り右折する車が119台で、事業者開店による将来発生集中交通量が、北方面から交差点に入り直進する車が28台、南方面から交差点に入り右折する車が28台となり、その結果、開店後交通量が、北方面から交差点に入り直進する車が999台、南方面から交差点に入り右折する車が147台となります。

交通量調査結果及び交通量予測によると、休日のピーク時にあたる15時から16時で、交差点飽和度が開店前0.568、開店後0.584となります。この交差点飽和度とは、交差点を通過できる最大交通量に対して実際の交通量の割合を示すものであり、一般的に、交差点が捌くことのできる飽和度は0.9が上限とされています。調査結果より、交差点飽和度は微増であることから、開店による交通量への影響は軽微なものと考えられます。

次に、町会・水利組合のご意見について説明させていただきます。提案者は地元町会である中野町会、近隣町会である喜志連合、南旭ヶ丘町、宮町の各町会、中野町水利組合に説明をされています。町会、水利組合からは大きく分けると、店舗への出入りや交通渋滞対策に関する交通処理、雨水排水や機能低下に対する対策などの排水処理の2点について、意見が出ております。

提案者は、まず、交通処理については店舗への出入りを左折イン左折アウトで行うものとし、混雑が予想されるオープン時においては、交通整理員の配置、周知案内の配布の増加などを行い、対処するものとされています。

次に、排水処理については区域内に設置する排水施設である透水性舗装などの目詰まり対策を行い、適切に管理するものとされています。

最後に、今後の流れについて説明いたします。前回の審議会からの動きといたしましては、都市計画

の原案を作成し、大阪府へ意見照会を行いました。その後、平成27年5月7日付けで都市計画法第16条に基づく原案の公告を行いました。公告の日の翌日にあたる5月8日から5月21日までの2週間の縦覧、5月22日から5月28日までの1週間、利害関係者の意見書の提出期間を設けましたが、意見書の提出はありませんでした。その後、案を作成し、大阪府知事との協議を行い、本日の審議会を迎えております。審議会後、平成27年8月中旬から下旬までの2週間、都市計画法第17条に基づく案の公告・縦覧を行い、利害関係者・市民の意見書の提出を受けます。その後、次回の審議会にて議決をいただきましたら、都市計画決定となります。今後は、次回の審議会にて議決をいただけますよう、都市計画決定に向けて調整を進めてまいります。

以上で、報告1、市街化調整区域における地区計画の提案について（中野町西二丁目地区）の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

《議長：増田会長》

はい、どうもありがとうございました。ただいまご説明をいただきました、報告1、市街化調整区域における地区計画の提案につきまして、何かご意見或いはご質問等ございましたら、いかがでしょうか。ここで何回かご報告もいただいておりますけれども、いかがでしょうか。はい、奥田委員どうぞ。

《奥田委員》

いくつか資料をまた示して欲しいと思うんですけれども、一つはこの区域内での農地の面積ですね。全体の面積は先程の数値で明らかですけれども、その内農地面積が一体どれくらいを占めているのかということが一点。

それから、地主さんの意向ですね、当然100%の地主がこの提案に同意をして、提案をされているという風に思うんですけれども、地主さんの動向、意向をお聞きしたい。

それから、これ当然借地です思うんですけれどもね、将来どういう風な計画、これもう店撤退したときにはどのようなことになるのか、という点。

それからもう一つは、先程地元の関係町会で説明会をされたということなんですけれども、地元町会周辺町会を含めて、反対だというご意見はなかったという風に理解をしておいていいのかどうか。そういう点だけまた教えておいてください。以上です。

《議長：増田会長》

ありがとうございます。4点の質問が出ておりますけれども、事務局の方からご回答いただければと思います。

《事務局：望月》

まず、順にご説明させていただきたいと思うんですが、計画区域面積に占めます農地面積の割合ということで、ご意見ご質問いただいたんですが、計画区域面積が約0.52ha、5,200㎡ありまして、田んぼと雑種地ですね、構成されております。田んぼの面積が約3,100㎡、雑種地の面積が約2,100㎡となります。地目におけます区域面積に占める割合といたしましては、田んぼが約60%、雑種地が約40%となっております。

次にですね、提案を受けるに際して、地権者等の同意は得られているかどうかというご質問を受けたのですが、市街化調整区域における地区計画の都市計画提案につきましては、「市街化調整区域における地区計画ガイドライン」というものを定めておりまして、その中で地権者全員の同意を得るものとしております。

次に3点目ですね、仮に借地期間が満了して、事業者が撤退されるようなことがあった場合、地区計画はどのようになるかというご指摘をいただきましたが、事業者に対しましては、借地期間の満了後の土地利用については、地区計画等の手法により整備を行うこと、また、地権者組合等を設置してですね、将来の土地利用について検討するよう指導しております。

最後にですね、周辺町会、地元町会からの意見の中で反対意見はなかったかのご指摘でしたが、現在までのところ、反対に関してのご意見はいただいておりません。以上となります。

〈議長：増田会長〉

はい、いかがでしょうか。

〈奥田委員〉

理解として、地権者の全員の同意を得るものとするということで、だから「得ています。」という理解でいいのかな。

それから、将来は協議をするということで、現時点では不明ということで、これでよろしいのかな。

〈議長：増田会長〉

はい、いかがでしょうか。

〈事務局：仲野〉

はい、地権者の意向につきましては全員同意されているという風に理解していただいて結構です。

で、将来の話になるんですけど、具体的には、事業者さんは通常、例えばここで儲かる場所やなあということであれば通常更新される、あの、通常20年定借でやられる場合が多いんですけど、当然20年後、その契約更新という可能性も一つとしてあります。で、考えられる可能性としては、また元に戻すっていう話もあるんですけど、ちょっとそれはあんまり現実的ではないのかな、という風に考えられます。ということで、この地区計画そのものをどうするかっていうのを考えていただくために、地権者組合を設立して、事業者も一緒になって、将来の土地利用を考えてくださいっていうのを指導させていただきます。以上です。

〈議長：増田会長〉

よろしいでしょうか。はい、他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、鈴木委員どうぞ。

〈鈴木委員〉

あの、7ページなんですけども、基本的に、根本的なことで少し分からないことがあったので。7ページの④の協議経過の交差点飽和度なんですけれども、これの飽和度イコール実際の交通量、これはま

あ理解出来るんですけども、交差点を通過できる最大交通量っていうのが、ちょっと若干馴染みがなくてですね、分からないので、まずそれをちょっとお聞きしたいなと思います。

それが一点と、それから同じく7ページの下の方の④。ポツの3つ目、周辺町会の交通渋滞対策っていうのは、具体的にどのような意見が出てきたかっていうのを伺いたいなと、まず思います。

《議長：増田会長》

はい、分かりました。いかがでしょうか、2点のご質問が出ておりますけれども、どちらでも結構ですが、お答えいただければ。

《事務局：仲野》

すいません、申し訳ありません。最大交通量っていう言葉の中身を説明というと、今ちょっと資料もないので。あの、こちらが理解しているのは、ここに書いている0.9っていう数字ですね。この数字を超えるような話になってきたときに、この交差点が渋滞を起こすっていう風に、一般的な話として聞いております。実際これが、もしを超えるような話になってくれば、実際またこれは警察さんとの色んな話が出てくるんですけど、信号の現示ですね、今例えばこっち方向が青が何秒なるとかいうところを、また色々検討した中でこの数字を抑えていくっていうような形の協議が発生するということになっていくという風に認識しています。ですから、今回の部分っていうのは、当然0.9を元からも下回ってますし、今回この店舗ができたことに対しても、大きな影響はないというところで、交通協議っていうのは完了しているっていう状況です。申し訳ありません、ちょっと答えにはならないんですけど、申し訳ありません。

で、2つ目の、実際地元さんからは先程言うたみたいに、この南旭ヶ丘の交差点そのものが、本市の中小企業団地ですね、東側から近鉄の踏切を越えてくる交差点、ここがかなり混むと。で、実際ここに店舗できたときにどうなるんやっていうお話やったんですけど、基本この交通計画の中では、先程申しましたみたいに、左折イン左折アウトで計算してますので、基本その東側から流入してくるやつは右折になるので、そこは計算上は考慮していない。まあ実際は、勝手に曲がって入られる方もいらっしゃると思うんですけども、この交通協議の中では左折イン左折アウト。で、当然店舗に来ていただく方には、先程言うたみたいにオープン時にはガードマンですね、で誘導させていただいて、あの、よく商業者さんやられるんですけど、オープン時のピラですね、そのピラの中にこういうルートで来てくださっていうのを周知されるっていう風に聞いております。以上です。

《議長：増田会長》

よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

《鈴木委員》

あの、別に職員の皆様方を責め立てるものではないんですけども、これね、極めて役所の仕事やなと。まあ役所なんで、まあ役所的と言わざるを得ないんですけども。あの、仰るとおり、この0.9が超えない範囲に確かに計測値ではね、なってると思うんですよ。但し、あくまでも一回ずつ、平日1回休日1回というルールの中でやっていると思います。で、僕よりも当然ご存知やと思うんです、この

場所がどういうところか。で、隣の6ページの今仰っていただいた、左折イン左折アウト。で、これが、外環はまあ百歩譲って分かるんですけども、今度南側、要するに市役所側ですよね、市役所側、長野側から入ってきて、右折車両っていうのは、まあ、交通課長いらっしゃいますけれども、信号無視が多いですよね。多い地区の一つでもあると、僕はまあ個人的には思っています。

で、踏切ですよね、近鉄さんの。ここも、この開店閉店の時間、このピーク時のみならず、割りに結構混む場所なんですよ。ここが左折で、例えば市道の中野1号線に出そうが何しようが、ルールを無視してここを右折で外環の方に曲がる車両は論外としてですよ、近鉄側に左折で出すということが、たぶん今以上に、この数値以上に、肌感としては当然混み始めるなっていうのは思っているのです。

何が言いたいかと言うと、細かい交通科学らしきものは僕は全く理解や認識もなく分からないんですけども、少なくともですね、安全対策はしっかり講じていただければいいかなという風に思います。

だから、何が言いたいかと言うと、市民の皆さん方にとって、この数字の中に収まっているから大丈夫やねんというのは、これは我々とか役所の皆さん方との話し合いで唯一成り立つような法則みたいなもので、市民の感覚からすると、そんなもん知ったこと違うわ、と。危ないものは危ないねん、という認識しか多分ないと思うので、そこはしっかりと、また更にですね、所轄の皆さん方と協議を重ねてほしいなと思います。以上です。

《議長：増田会長》

はい、ありがとうございます。最後はご提案ということで、まあ交通科学的に計算したやつと実際の肌感覚は違いますよと、きっちりした対策を十分に今後とも重ねてくださいというご提案かと思えます。ありがとうございました。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか、吉年委員どうぞ。

《吉年委員》

今のこの続きにはなるんですけども、南側から入ってきて、外環じゃない方へ抜ける方ですね、これが旧道の方へ抜けるようになっているんですけども、踏切を通りまして旧道へと抜けるところに信号が今もないわけなんですよ、これが交通量が多くなってきますと、今でも結構あそこの信号がないということで非常に危ないこともあるんですけども、これ、将来信号が付くということはあるんですか。

《議長：増田会長》

はい、事務局いかがでしょうか。

《事務局：仲野》

そうですね、あの、仰るみたいに、実際これからもっと交通量が増えてきた時に、当然、市だけでという話ではございませんので、所轄の警察さんといろいろご相談した中で、また色々検討が進んだ中で、答えとして一つ出る可能性はあるのかな、というぐらいでしかちょっと今は分からないんですけども、当然、ここが今後これによってすごい交通量が増えてきた時には、また所轄であったり、府警本部になるのかな、公安委員会さんと調整した中で多分ということになるのかなと思います。ちょっとすいません、今はちょっとこれぐらいしか分かりませんので、申し訳ありません。

〈議長：増田会長〉

はい、吉年委員どうぞ。

〈吉年委員〉

せっかく警察の交通課の方が来てらっしゃるので、ちょっとお聞きしたいのですが、この計画がある前でも、あそこに信号をというような計画は挙がってないんですか。

〈議長：増田会長〉

高津委員どうでしょうかね。直接、具体的なところはお答えいただけないかもしれませんが、いかがでしょうかね。

〈高津委員〉

この場所の現時点での要望ということですが、具体的なことは挙がってきてないと思うんですけども。またこれはこれからの交通量調査によって変わっていくところではありますけれども、今のところ挙がってきていないと聞いております。

〈議長：増田会長〉

はい、吉年委員どうぞ。

〈吉年委員〉

まあ、これを機会にね、それも是非考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〈議長：増田会長〉

まあ、今後は市と所轄との協議を、ということでございます。はい、他いかがでしょうか。はい、高山委員どうぞ。

〈高山委員〉

まあ今と付随するんですけども、先程の交差点ですけども、私も何回か警察の方に要望したことがございます。で、基本的には交差点の形態というか、要は十字路で入っていく道の幅とか、その辺が問題で、なかなか進まなかったというのが現状です。

実際にですね、先程も鈴木委員も仰っていましたが、交通に対しての現実的な対応というのが今回の中に全くないなというのを感じます。私も南旭ヶ丘に住んでおりますから、この交差点というのはすごく大渋滞を起こしやすいという状況でございます。そういった中で、南側はすぐに出ると左に踏切があって、その踏切も結構電車が通りますから、そこで交通渋滞を起こして、南旭ヶ丘から向こうに外環を越えれないというそういう現状も多々ございます。そういう中で、強制的にこれも出したところで多分一つの渋滞の要因になるだけかなと、そういう風に思うんですけども。その辺も含めて、交通渋滞に対する対応というかね、これは是非ともお願いしたいと思います。

それとですね、これだけの施設ができる訳ですから、この駐車場の台数ではこれ何台入るのかな。先

にそれ聞かせてもらいますわ、駐車場。

《事務局：望月》

駐車場の台数といたしましては、108台設けております。

《議長：増田会長》

はい、いかがでしょうか。

《高山委員》

ありがとうございます。実際に108台ということをお聞きしたのですが、まあ、店がオープンした段階では多分大渋滞になって、その分、南旭ヶ丘を中心に地域の道には違法駐車ということになるのかなと思いますのでね。そして、またこの店もまあ地域の方によりましては、色んな半々の意見がございまして、できてよしいという方もおられたり、交通渋滞で悩んでいる方もおられます。そういう中で、実際に交通じゃなしに駐車場の対応というか、ここだけじゃなくして今のうちの富田林市役所みたいに第1、第2、第3とかですね、そういう形で渋滞というか違法駐車関連、この辺を解消するような対策というのは何か考えられているのでしょうか。その辺をちょっとお聞きしてみたいと思います。

《議長：増田会長》

はい、事務局いかがでしょうか。

《事務局：仲野》

駐車台数というのは、法に基づいてと言ったらまた怒られそうなんですけれども、大店立地法に基づいて、この業種であればこの台数というのを決められた台数を確保しています。ただ、仰っているみたいに、オープン時にはひょっとしたらオーバーフローする可能性もあるかもしれないので、そこは事業者さんと臨時駐車場というような対策も可能なのか、今後検討させていただきたいと思います。以上です。

《議長：増田会長》

はい、よろしいでしょうか。

《高山委員》

あの今、回答いただきましたけれども、実際に周辺地域ではいろんな交通問題、また駐車問題とか色々な問題があると思うんですね。その辺も加味しながら、臨時駐車場、これ当面は置いといてもらわないと多分大混雑すると思いますよね。是非ともそういう意味でその辺も含めて是非とも今後計画を進めていただければと思います。以上です。

《議長：増田会長》

はい、ありがとうございます。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます

ます。大体意見も出尽くしたかと思えます。これは報告案件ですので、今日、決議するという話じゃございませんけれども、今日は、あの今後の動きですけれども、8月中旬から下旬にかけて第17条縦覧ですから、利害関係者に留まらず、広く市民の意見のための公告・縦覧をして、その後、ここで付議、検討するということになろうかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。どうもありがとうございました。

今日は少し、吉村委員と鈴木委員、どちらも府議の先生方ですけれども、所用があるということで、途中退席いただきます。それでは報告案件2に移りたいと思えます。都市計画道路の見直しについて、ご説明をいただければと思えます。よろしくお願ひします。

《事務局：鷹野》

まちづくり推進課の鷹野と申します。それでは、説明に入ります。

都市計画道路とは、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動を確保することを目的として都市計画法に基づき都市計画決定される、都市の骨格を形成する道路のことで、これらは大阪府による決定路線と富田林市による決定路線の2つに区別されます。複数市に跨るような広域幹線道路については、大阪府が都市計画決定しており、それ以外の路線を、富田林市が都市計画決定しております。大阪府内では、高度経済成長期における急激な都市の拡大等に対処するため昭和30年代から昭和40年代前半にかけて数多くの都市計画道路が決定されてきました。本市におきましてもほとんどの路線をこの時期に都市計画決定しております。その後、交通量の減少、公共投資への制約、人口減少による拡大型社会から成熟型社会への考え方の転換等による社会情勢の変化により、都市計画道路の整備ペースも急激に鈍化した結果、数多くの都市計画道路が長期に渡り未着手のまま存在するという状況を招いてきました。

大阪府では、こうした状況を受け、平成23年3月に改訂した南部大阪都市計画区域マスタープランの中で、長期未着手の都市計画道路について、基本方針に基づき見直しを進めるとして、この基本方針を同じく平成23年3月に策定しております。「都市計画（道路）見直しの基本方針」では、「都市計画決定後長期事業未着手の路線について、計画の必要性、事業の実現性を再点検し、計画の「存続」「変更」「廃止」の方向性を決定する。」としており、本市域におきましても平成23年度から平成25年度にかけて基本方針に基づき都市計画道路の見直しを行いました。なお、本市都市計画マスタープランにおいても都市計画道路について、「今後も社会経済情勢に応じて計画の見直しを行うこととする。」として位置づけております。

本市における見直しの状況について説明します。オレンジ色で示しておりますのが、平成22年度時点の都市計画道路網で、大阪府決定、富田林市決定路線合わせて全30路線でしたが、その後の都市計画道路見直しにより、現在本市における都市計画道路は紫色で示した大阪府決定路線、緑色で示した富田林市決定路線の全22路線となっております。

現在の整備状況としましては、青色で示しておりますのが整備が完了した区間で、赤色で示しておりますのが未整備の区間となっております。前回の見直しにおいて、隣接する大阪狭山市を通過または接続する路線である、五軒家金剛東線、金剛青葉丘線、川西半田線の3路線については、本市及び大阪狭山市の両市の方針に基づいた見直しを行う必要があり、本市ではこの3路線について「廃止」の方針としましたが、大阪狭山市は「保留」との方針であったため、前回の見直しにおいて、「保留」としていました。今回、大阪狭山市と調整し、その方向性が決定しましたので、3路線について改めて見直し

を行います。それでは、各路線について説明いたします。

まず、オレンジ色で示しております、五軒家金剛東線は、昭和45年に都市計画決定した、大阪狭山市狭山五丁目を起点とし、本市藤沢台七丁目を終点とする都市計画道路です。青色で示した区間につきましては整備済みとなっておりますが、赤色で示した区間につきましては、現在も未整備のまま計画が残っております。未整備区間におきましては、橋梁が必要であること、高低差が大きいことから、整備費が高額となるため、本市では未整備区間について廃止の方針としております。また、本路線が通過する大阪狭山市としましても、同様の理由にて廃止の意向を示しております。本路線は、赤色の未整備区間の廃止により全体の道路ネットワークとして見た時に、接続する道路がなくなり、途切れた形になってしまうため、既整備区間を含めて廃止することとし、本路線は全線廃止となります。

次に、オレンジ色で示しております、金剛青葉丘線は、昭和39年に都市計画決定した、大阪狭山市狭山五丁目を起点とし、寺池台五丁目を終点とする都市計画道路です。青色で示した本市域内の区間につきましては、整備済みとなっておりますが、赤色で示した大阪狭山市域内の区間につきましては、現在も未整備のまま計画が残っております。本路線につきましては、大阪狭山市駅へのアクセス道路として必要性はあるものの、市域外への都市計画道路の整備に対する優先度が低いことから、本市として廃止の方針としております。しかしながら、大阪狭山市では、大阪狭山市駅へのアクセス道路として必要性が高いとして、存続の意向を示しておられることから、当該区間について大阪狭山市へ決定権者を変更いたします。決定権者の変更に伴い、都市計画道路名称についても変更いたします。そのため、今後大阪狭山市と調整しながら手続きを進めていきます。

次に、オレンジ色で示しております川西半田線は、昭和33年に都市計画決定した、伏山一丁目を起点とし、大字錦織を終点とする都市計画道路で、ただ今説明しました金剛青葉丘線の終点と接続する道路となっております。青色で示した区間につきましては整備済みとなっておりますが、南海軌道敷から市域界までの赤色で示した区間につきましては、現在も未整備のまま計画が残っております。本路線は、前回の都市計画道路見直しにおいて、東側を一部廃止しております。今回は、前回の見直しにおいて大阪狭山市との調整の中で保留の方針としていた西側の未整備区間について、見直しを行います。未整備区間の整備には、地形上高低差が大きい技術的に実施困難であること、南海軌道敷との交差により整備費が高額になること、本路線が公害調停道路であるため、代替路線の整備が優先されることなどの課題があるため本市では廃止の方針としております。これに伴い隣接する大阪狭山市では、本路線における未整備区間が廃止の際には、大阪狭山市決定の都市計画道路「金剛泉北線」が接続する道路がなくなるため、金剛泉北線の赤色で示した未整備区間について廃止の方針としており、本路線についても接続先がなくなるという状況にあります。よって両市で調整の結果、未整備区間につきまして廃止の方針としております。本路線についても、未整備区間の廃止により全体の道路ネットワークとして見た時に、接続する道路がなくなり、途切れた形になってしまうため、既整備区間についても一部含めて廃止することとなります。なお、本路線につきましては、今回の変更により起終点が変更となるため、都市計画道路名称についても変更となります。

変更後の市域全体の都市計画道路網は、オレンジ色で示した現在の状況から3路線における赤色で示した部分について廃止となり、見直し後の本市域内における都市計画道路ネットワーク図はこのようになります。

今後のスケジュールですが、ただ今説明いたしました内容について、大阪府と下協議を行います。そ

の後、10月下旬に開催する住民説明会により、今回の見直しについて住民の方々に広く周知を行います。住民説明会は本市と大阪狭山市との合同開催を予定しており、両市の広報誌及びウェブサイトにて開催の周知を行います。その後、都市計画原案につきまして、意見照会を行います。今回は、大阪狭山市域を通過する路線となるため、大阪府に加え、大阪狭山市にも意見照会を行います。これについて、意見回答が得られましたら、都市計画原案について本協議を行います。その後、大阪府より回答が得られましたら、かたまった都市計画案について公告・縦覧を行ったあと、来年2月に開催を予定しております、本審議会にて議事案件としてご審議いただく予定です。本審議会にて議決が得られましたら都市計画決定の告示・縦覧後、施行という流れになります。今後は、大阪狭山市と調整しながら手続きを進め、手続きの進捗状況についても本審議会ですべてご報告させていただく予定ですので、よろしくお願いいたします。

以上で、報告2、都市計画道路の見直しについての説明を終わります。ありがとうございました。

〈議長：増田会長〉

はい、ありがとうございました。前回平成25年8月に狭山市との関係で保留と扱っていた3路線について、ある一定の方向性が出たということでございます。何かご意見、ご質問等ございますでしょうか、いかがでしょうか。はい、吉年委員どうぞ。

〈吉年委員〉

はい、丁度うちの家がこの金剛青葉丘線と川西半田線の交差点の手前にあるものですから、非常にこれは関係してくるんですけども、このまず川西半田線の一部をこの金剛青葉丘線と寺池台小学校のところのですね、この交差点のですね、ここまでは活かすということですか。

〈議長：増田会長〉

はい、いかがでしょうか。はい。

〈事務局：仲野〉

都市計画道路として存続するという形になります。当然、今もう整備できてる道路は、当然残る形になりますので、一番最後にネットワーク図を見ていただいたんですけども、都市計画道路としてのネットワークとして残す形っていう風に考えております。以上です。

〈議長：増田会長〉

はい、いかがでしょうか。吉年委員どうぞ。

〈吉年委員〉

その都市計画路線であつたら、この名前が変わるってということでしょうか。

〈議長：増田会長〉

はい、いかがでしょうか。

《事務局：仲野》

この川西半田線って名前のとおり、起終点が東は川西から狭山市側がちょうど半田、狭山市の半田町だったかな、っていうところについてるんで、こういう名前がもともとついてたんですけど、今回この起終点が変わりますので、都市計画道路としての名称が変わると。それとは別に、ここ当然市道になってますんで、市道名称は変わらないと。あくまで、都市計画道路名が変わるだけやと。実際、どういう名前にするかっていうのは、ちょっとこれから色々検討するんですけど、起終点を使うのか、例えば金剛南線とかね、そういう名前をつけるとか、そういう形でちょっとまた検討を進めていきたいなって思っております。以上です。

《議長：増田会長》

はい、吉年委員どうぞ。

《吉年委員》

ま、それはわかりました。このね、これまでも私も今45年目、あそこに住んで45年になるんですけども、この丁度金剛青葉丘線とこれまでのこの終点のところの川西半田線のところの伏山台小学校に上がる交差点にずっと、非常にここ交通事故も多く危ないところなんですけれどもね、交差点に名前がないんですよ。普通、なんとか何丁目交差点っていう風に名前がついているんですけども、ここ当然、寺池台五丁目なんで、寺池台五丁目交差点っていう名前をつけてほしいんですけども。それはその町会の方からも要望は何回か上がっていると思うんですけどもね、未だにないわけなんです。交差点に名前がないと、ここで何かがあったときにこの交差点やって言えないわけなんです。

それから、今ナビが非常に普及してきてますけれども、ナビにもこの交差点の名前が出ないっていうことで、ここ普通ナビはかなり進んできてますので、どこそこの交差点を右折しなさいとか左折しなさいとか出てくるんですけども、この交差点に名前がないので、ナビにもそういう指示が出てこないっていう非常に今の時代に合わないことになってるんですね。折角こういう風な見直しがされるんですから、是非そのへんのところ、いろんな状況を判断して、是非早くここに交差点の名前をつけていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

《議長：増田会長》

はい、何か事務局ございますか。はい、どうぞ。

《事務局：坂本》

道路交通課長の坂本です。ちょっと先程の委員の答弁をさせていただきますが、まずあの、交差点名につきましては、信号機のある交差点につきましては、交差点名が決まっております、その表示でないと交差点名の標識はできないと、いうことになっております。

あと、この金剛地区につきましては、各交差点そういう形でないところにつきましては、要望で標識を順次設置させていただいております、過去3年前から順番に標識等も設置しております。ここにつきましては、要望等がなければまた要望していただきまして、同じような形で設置はさせていただきたいかなと思います。以上です。

〈議長：増田会長〉

はい、吉年委員どうぞ。

〈吉年委員〉

あの、この要望につきましてもね、昨年出てるはずなんです。そこに小学校の子供達が横断していくもんですから、非常に危ない。で、これまで何遍も右折する車があそこで交通事故を起こしているわけなんです。ですから、そういうことありまして小学校の方からも要望は出てるし、町会の方からも出てると思うんです。是非、早急に対処していただけますようお願いいたします。

〈議長：増田会長〉

はい、他いかがでしょうか。はい、置田委員。

〈置田委員〉

すいません、商工会の置田でございます。私のとこ五軒家のとこなんです、この11ページの五軒家金剛東線ありますね、その上に赤線ずっと引っ張ってますね。309号線と交差しているところ。これ廃止になるんですか。PLのところからずっと五軒家のとこ通るうちの工場も道路計画に入ってるんですが、この道路はもう廃止っていう形なんですか。

〈議長：増田会長〉

はい、事務局いかがでしょうか。

〈事務局：仲野〉

すいません、この府道富田林狭山線って書いてるところですかね。

〈置田委員〉

ええ、そうそう。

〈事務局：仲野〉

この上に、確か都市計画道路の狭山河南線っていう道路があるんですけども、これ大阪府決定になるんですけど、これは前回の見直しのときに存続ということで方針出ささしていただいておりますので、今回の見直しの対象からは、今言ったこの部分だけですね。仰ってる路線については前回の見直しのときに存続っていう方針が出ています。以上です。

〈置田委員〉

もうそやけど、あれ決定されてから相当なりますよ。

〈事務局：仲野〉

はい。かなり経つんですけど。

《置田委員》

ねえ。40年以上もうなりますよね。

《事務局：仲野》

あの、ただ、大阪府さんと色々お話している中でね、やっぱりこれができることによって富田林の外環状線から狭山さんの310号線までもう1つ別の都市計画道路を挟むことになるんですけど、それで東西のネットワークができるというところで、府さんと狭山さん、富田林としてはやっぱりこの道路は必要やということで前回の見直しの中で存続という意向を出ささしていただいて。ただ、仰ってるみたいになかなか整備するにあたってはね、多分まだこれからも時間はかかると思うんですけども、やっぱりそのネットワークを見たときに必要やっていうことで存続っていう風な方針を出ささしていただいております。以上です。

《置田委員》

わかりました。ありがとうございます。

《議長：増田会長》

他いかがでしょうか。佐久間委員。

《佐久間委員》

川西半田線についてなんですけれども、前回の見直しの時に議論に参加、まだ委員になっていなかったもので、基本的なことを含めて教えていただきたいと思ってます。

1つは、公害調停道路っていうのが、ちょっと教えていただきたいことと、あと、国道170号線に出るところが廃止済みになっているんですけども、地図見てる限りあと一息やんかみたいな感じがありまして、で、ご議論あったんじゃないかと思うので、どういった経緯で廃止されたのかっていうことを教えていただきたいと思います。

で、最後に1つ意見ですけども、もし整備済みであるのであれば、確かにネットワークが途切れてしまうので、整備済のところを含めて廃止するっていうことも理解はできるんですけども、さらに今後50年くらい考えたときに社会状況が変わったときに、もしかしたら必要性が出るかもしれないみたいなことを考えると、整備されているのであれば敢えて消すこともないのかなっていう風に思うんですけども、そのあたりいかがでしょうか、ってことで申し上げたいと思います。

《議長：増田会長》

はい、いかがでしょうか。

《事務局：鷹野》

公害調停道路についてなんですけれども、川西半田線というのが昭和50年代に住民の間と調定を結んでいる道路になりまして、1日の許容の交通量等について制限を課している道路になっております。調停事項の内容としては、川西半田線を25年度に廃止した分について繋げてしまうと、外環からの交

通量というのが更に増えてしまう状態になりますので、南海から、今回未整備として廃止を予定してます部分についても接続してしまうと、ここについて東西の交通量がかなり入ってしまうということで、25年については、外環側については廃止ということをさせていただきました。あと、調定の内容として、川西半田線、まあ東西交通、富田林市まあ弱いというところ指摘される部分多々あるんですけども、川西半田線の整備というよりも他の狭山河南線ですとか、東西に通っている都市計画道路の代替路線になる分ついて整備を優先していくべきだということでも調停として結んでおります。

で、あと川西半田線の既に整備されている部分について廃止する分になるんですけども、ここはもう既に川西半田線としての計画路線を既にもう満たしております、十分に都市計画道路として整備が完了している部分になりますので、前回の見直しでも大阪府さんの方から指摘がありまして、整備している部分をぶつ切りにこうネットワークとして全体と見たときに途切れている形にするんだったら、できてる部分についても同じように廃止をしてしまって、今その道路としても機能していることになりますので、っていう経緯がありまして今回についても既整備の部分について廃止するっていうことになっております。以上です。

《佐久間委員》

じゃあ、そもそもこの道路自体があまりこう積極的に交通を発生させるような道路ではなかったということで。むしろ代替の他の道路で東西のネットワークを補完するような位置づけであるっていう趣旨で。

《事務局：鷹野》

そうですね、川西半田線を先するよりかも、他の代替路線を先に優先していくべきという考えですね。

《佐久間委員》

わかりました。はい。

《議長：増田会長》

前回の見直しをやったときは、都市計画の手続きとかいうのは非常に難しくて廃止というと道路がなくなるようなイメージを与えるわけですけども、基本的には極端なことを言うと、都市計画道路のネットワークとして、という意味は計画決定上の意味で、もう1つは現実としては何車線の道路がどういう風につながってますかという図面をもう1枚、前回大きな見直しがあったもんですからそれをつけて議論したんですけども。まあ説明の仕方ですね。実態としては、何車線の道路が極端なこと2車線以上の道路がこういう風につながってますとか、4車線以上の道路がこういう風に繋がってますとかいうのと、都市計画上決定しているっていう話と大分違うもんですから。その辺と説明の仕方、まあ都市計画の手続きって全部そういう風なことあるんですけども、ちょっと、ひょっとしたらもう少し今後説明の仕方って言うんですかね、もう少し一般にも理解できるような説明の仕方に対しての、まあ我々全員ですけども、委員を含めて全員ですけども、能力を高めていかないといけないとかもかもしれませんね。コメントですけども。はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか。

はい。それでは、これも報告案件でございますので、この後、大阪狭山市並びに大阪府等々と協議を

重ねて、その後、17条の公告、縦覧にいて、来年我々2月に予定されておりますこの都市計画審議会で付議されて審議するというスケジュールで進むということでございます。ありがとうございました。

それでは、一応予定しておりました報告案件は以上の2件でございます。もう一点、その他ということで、その他1、南部大阪都市計画区域（富田林市域）の面積変更について、というのが議事書に書かれていると思いますが、ご説明をいただければと思います。

《事務局：加茂》

まちづくり推進課の加茂と申します。よろしく申し上げます。

それでは、その他1、南部大阪都市計画区域（富田林市域）の面積変更について、説明させていただきます。なお、お手元の資料と同じものを、前面のスクリーンにも表示しておりますので、併せてご覧ください。

富田林市の都市計画区域面積は、国土交通省・国土地理院が毎年公表している「全国都道府県市区町村別面積調」を基に公表しております。当面積調はこれまで、昭和63年度時点の25,000分の1の地形図を基に計測されておりましたが、平成25年度に全国整備が完了した、より高精度である「電子国土基本図」の地図データを用いて、直接面積を計測する方法に変更されました。

今回の面積計測方法の変更を受けて、全国の市区町村の面積が変更され、富田林市の都市計画区域面積が3,966haから3,972haに変更されることとなりましたので、ご報告させていただきます。また、本市のウェブサイト等の情報としましても、面積変更後の3,972haに更新が行われております。

なお、都市計画区域面積は都市計画決定されておられませんので、今回の面積変更による都市計画変更手続は必要ありません。

以上で、その他1、南部大阪都市計画区域（富田林市域）の面積変更についての説明を終わります。ありがとうございました。

《議長：増田会長》

国の計測精度が上がった結果を受けて、面積が変更になったということです。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

事前に予定しておりましたその他案件は1件ですけれども、他にございますでしょうか。

はい、伊東委員よろしくお願ひしたいと思ひます。あ、それとですね、大阪南農協の土井委員、所業があつて途中退席されるということです。はい、それでは伊東委員よろしくお願ひしたいと思ひます。

《伊東委員》

市会議員の伊東でございます。先程、増田会長の方から、委員の能力を高める必要性について言及がありましたけれども、それに関連して、例えば過去の会議録をですね、勉強するというのも一つ役に立つのかなと思っております。

で、この会議の会議録の公開方法について一点要望なんですけれども、この会議はですね、「富田林市会議の公開に関する指針」に基づいて公開されることになっておまして、同指針の7番には、会議の資料又は会議の結果について、「会議の資料と併せて情報公開コーナーにおいて、市民等の閲覧に供する

こと等により公表に努めるものとする。』、という風にあります。ただ、この指針っていうのは平成16年4月1日から施行されているもので、少し古いように思いますし、実際私利用してみただんですけども、3年分の会議録しかすぐ出てこないんですね。それも、市の会議の会議録が一冊に単年度毎に設置されてますので、非常に、この都計審だけずっと遡って見るということが出来ないと。これ非常に不便ですし、あと近年はやっぱりインターネット公開、これが主流となっておりますので、更に付け加えて言うならば、総合計画審議会であるとか、フォローアップ会議なんかもウェブ公開されてますんで、本会議のインターネット上の情報公開を是非ご検討いただきたいと思います。

〈議長：増田会長〉

はい、ありがとうございます。あの、今まで紙媒体で全文公開してきましたけれども、ネット公開をすればいかがでしょうか。まあこれは全国的にそういう方向性でございますので、何か事務局の方少し、あの、たぶん庁内での技術的対応みたいな話が一つ。

それともう一つ我々審議会としては、議事録を公開するときに、今まで私だけでしたかね、チェックしてたのが。ひょっとしたら、ネット公開と紙媒体の公開は変わらないと思いますけれども、まあ念のために、議事録署名人みたいな役割をですね、他都市なんかの場合には順番にお2人、毎回毎回順番にご指名してやっていただくような、そんな技術的対応も含めて、少し公開の方向でご検討いただきたいと思うんですけども、事務局何かございますでしょうか。

〈事務局：仲野〉

はい、会長仰るとおり、公開に向けてネット環境ですね、とかその辺もちょっと調整させていただいて、やり方も含めてちょっと検討させていただいて、次回の審議会で報告できるようにしたいと思いません。

〈議長：増田会長〉

そしたら、基本的には、今まで紙媒体での全文公開を、ネット上も全文公開という方向で、技術的対応等について少し詰めていただく、ということでよろしいでしょうか。

〈伊東委員〉

よろしくをお願いします。

〈議長：増田会長〉

はい。次回皆さん方の具体的なご了承をいただきたいと思いますが、ご提案を事務局の方からいただいてですね。はい、ありがとうございました。他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、山内委員どうぞ。

〈山内委員〉

私も委員の資質ということで、ドキッとしたんですけど。あの、私は十何年前、サーティファイドファイナンシャルプランナーの資格を取ったときに、一応都市計画は全部勉強したんですけど、あの、

日本語はよく分かるけど、よく分からんという話がやっぱりあちこちにありました。

例えばページ2の都市計画提案制度の1の都市計画の内容11種類。これ普通、このまま日本語を読んで、何故これだけ、11だけで済むのか、或いは何故11が挙げられているのか。もう勉強して来いっっちゃうことなんでしょうけど、まあこの辺過去にはそういう話も出たんかも分かりませんが、やっぱりこういうことから、内容の理解がちょっと妨げられるかな、というところがあるんですね。まあ現実には私は町総代会から来てますから、町会の名前が出てるところは全部、町会長に一応ちょっと意見を聞くとかいうことをやっておりますが。まあそれはそれとして、一方法律の制定の目的とか、まあそういうところからの観点が要すると思うんですけど。

それともう一つは、例えば、15、16ページにせっかく「都市計画道路見直しの基本方針概要」って2ページ付けられているんですけど、ここはもう時間も時間やしあんまり、こんな初歩的な質問で皆さんの貴重な時間を取るのには本意ではありませんけれども。

やはり委員の資質っていうのは情報公開と説明責任って言葉に表れてると思うんですけど、公開すればええっちゃうもんでもないんですね、もう今は。説明責任っていうのは、分かるように説明せないかんわけですね。だから勉強して来ると、委員やから、これは当たり前なんですけど。やっぱりちょっと非常にこう私は一応資格を持ってますけれども、それでももう忘れたんです。忘れたのが悪いんですけど、やっぱり全体的な理解に、日本語としては明瞭だけでも、何を得てしているのかよく分からないという、実情知らないからっていう面もありますけど。やっぱり法律の複雑さとか、そういうこともあると思いますが。まあその辺、今後説明に際してはですね、あんまり時間を取らない範囲で理解に必要な最低限のことは、やっぱり今回もかなり整理していただいて、ご配慮していただいておりますが、今後も是非全体的な位置づけとか、意味とか、そういうのがやっぱり必要な範囲で最低限で結構ですから、触れていただければ助かると思います。よろしくお願いします。

《議長：増田会長》

ありがとうございました。少し私の今さっきの発言で皆さんに誤解を与えたみたいで。皆さんに勉強して来いという意味ではなくて、我々自身も少し理解する努力も努めないといけないし、行政側の説明者側も少し説明を上手くですね、分かりやすくして、お互いにもう少し努力をしないといけないですね、という意味でございましたので、少し誤解を。我々自身ももっと勉強して来いという強い発言をしたつもりはございませんので、少しここで弁解だけさしといていただきます。例えば我々なんかでも、交差点飽和度、大体の仕組みは分かりますけど、その数式ここで即座に答えと言われてもなかなか答えられへんというのが実態でございますけれども、あの、そんな状況でご説明させてもらったということですね。お互いに高めあっていきたいですね、ということでございます。はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか、はい。

《山内委員》

とりあえずはまたお伺いしますので、都市計画の11種類が何故11なのか、11で全てなのか、どういう順番なのか、何故これが選ばれているのか、またちょっと教えてください。お願いします。

《議長：増田会長》

はい、よろしいでしょうか。はい、事務局の方よろしく申し上げます。

《事務局：仲野》

すいません、ちょっと今資料がこれしかないんで、あ、いいですか。見てもらった方が分かりやすいなっているのがありまして。実際、大きい括りで11種類なので、当然その下にはものすごい細かいのが分かっているのが実情です。例えば用途地域とか、その地域地区っていう一つだけでもその下に20種類30種類ってありますので。これが何をしてるんやっていう話ですよ、はい。ただ、たぶん資料が結構ふわっと膨大になっちゃうところがありますので、はい、すみません。

《議長：増田会長》

はい、ありがとうございました。はい、一応予定しておりました案件、以上かと思えます。ある一定効率よく進めたいということと同時に、やはり重要な案件ですので、まあ忌憚ない意見交換も進めて参りたいと思えますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは一応、本日予定しておりました案件は全て終了となります。閉会にあたりまして、事務局より一言よろしくお願ひしたいと思えます。

《事務局：北野》

まちづくり政策部長の北野でございます。本日は、足元の悪い中にも関わりませず、本審議会にご出席を賜り、また、たくさんの貴重なご意見を頂き、誠にありがとうございました。現在、日本の多くの街が人口減少と少子高齢化に直面しており、持続可能な都市を目指すため、コンパクトシティプラスネットワークをキーワードに、都市構造の転換が必要とされています。

本市におきましても、より良いまちづくりへと繋がっていくよう取組みを推進する必要があると考えておりますので、今後も引き続きご協力をよろしくお願ひいたします。

また、本日は報告案件が2件でしたが、今後、地域住民説明会、縦覧等、必要な手続を進めさせていただき、次回以降の審議会において議決頂ければと考えております。なお、次回の開催は11月を予定しておりますが、日程が決まり次第、事務局よりご案内をさせていただきますので、ご出席賜りますよう、よろしくお願ひいたします。本日は本当にありがとうございました。